

平成29年1月11日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

## 中国民営企業株式ファンド 繰上償還（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の投資信託「中国民営企業株式ファンド」について、信託約款の規定に従い、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

この繰上償還につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって行います。

つきましては、本書面、「繰上償還に関する書面決議参考書類」および「繰上償還 議決権行使書面」をお読みにになり、十分ご理解のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、当ファンドの繰上償還に対して賛成いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

### I：繰上償還を行う投資信託の名称

中国民営企業株式ファンド

### II：繰上償還の概要

#### 1. 繰上償還の理由

「中国民営企業株式ファンド」は、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続しており、今後も受益権口数の回復が見込み難しく、効率的な運用および商品性の維持が懸念されるため、繰上償還することが受益者の皆さまに有利であるとの判断から、信託約款の規定に従い信託契約を解約し、繰上償還するものです。

#### 2. 繰上償還予定日

平成29年3月3日

#### 3. 繰上償還の中止に関する条件

この繰上償還の手続きを中止させる条件等は、特に定めておりません。

#### 4. 受益者の不利益となる事実

この繰上償還に伴い、受益者の皆さまの不利益となる事実は特にありません。

#### 5. 基準価額の状況等（平成28年11月30日現在）

基準価額（1万口当たり）	10,575円
純資産総額	約318百万円

なお、直前に作成された運用報告書の「資産、負債、元本及び基準価額の状況」「損益の状況」の内容は、同封しました「中国民营企业株式ファンド 繰上償還に関する書面決議参考書類」に記載の通りです。

#### 6. 繰上償還が決定した場合における償還までの運用について

平成29年2月7日の書面決議（詳細は下記「Ⅲ：繰上償還の書面決議等」をご覧ください。）

において繰上償還を行うことが可決された場合、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがあります。

売却完了後は、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご注意ください。

### Ⅲ：繰上償還の書面決議等

#### 1. 繰上償還手続きの日程

(1) 書面決議対象受益者の確定日	平成29年1月11日 平成29年1月6日までにお買付けのお申込みをいただいた受益者の方が対象となります。
(2) 議決権行使期限	平成29年2月6日まで
(3) 書面決議の日	平成29年2月7日
(4) 繰上償還予定日	平成29年3月3日

この繰上償還は、平成29年1月11日現在の受益者による書面決議によるものとします（書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決されます。）。

書面決議は、平成29年2月7日に行われます。

なお、書面決議において当該議案が可決された場合、議案に反対された受益者の方の受託銀行に対する買取請求の適用はございませんが、販売会社に対し解約請求を行うことによりご換金することができます。

## 2. 議決権の行使の方法

このお知らせと同時に送付しております「中国民営企業株式ファンド 繰上償還 議決権行使書面」に賛成または反対される旨および必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて三井住友アセットマネジメント株式会社までお送りください。

<送付先>

〒105—6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号

愛宕グリーンヒルズMORIタワー

三井住友アセットマネジメント株式会社

ディスクロージャー部 ドキュメンテーション課 宛

## 3. 議決権の行使の期限・・・・・・・・・・平成29年2月6日

(当日の到着分までを有効とさせていただきます。)

## 4. 議決権の行使の内容が異なる場合の取扱い

同一の受益者の方が、重複して議決権を行使され、その内容が異なるときは、当該受益者の方のすべての議決権を無効として取り扱わせていただきます。

## 5. 賛否記載欄に記載のない場合の取扱い

書面決議において、議決権行使書面に賛否の記載のない場合は、当該議案について賛成されるものとして取り扱わせていただきます。

## 6. 議決権を行使されない場合の取扱い

このお知らせを受けられた受益者の方が議決権を行使されないときは、信託約款の規定に基づき、当該受益者の方は議案について賛成されるものとして取り扱わせていただきます。

**したがって、賛成いただける場合は、議決権行使書面をお送りいただく必要はございません。**

## IV：個人情報取得の目的等

議決権の行使に伴い、弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）が取得する受益者の方に関する個人情報（議決権行使書面等に記載された一切の個人情報を含みます。）は、書面決議に関する事務のために必要な範囲でのみ利用し、他の目的には使用いたしません。弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）はその個人情報を必要な範囲で販売会社と共有いたしますので、ご了承ください。

## V：本件に対するお問い合わせ

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の皆さまの販売会社でのお取引情報につきましては、運用会社である弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）では保有しておりません。口座の残高等のお取引情報につきましては、販売会社にてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

三井住友アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル **0120-88-2976**

(平成29年1月11日から平成29年2月6日までの営業日の午前9時～午後5時)

以上

中国民営企業株式ファンド  
繰上償還に関する書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

「中国民営企業株式ファンド」は、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続しており、今後も受益権口数の回復が見込み難しく、効率的な運用および商品性の維持が懸念されるため、繰上償還することが受益者の皆さまに有利であるとの判断から、信託約款の規定に従い信託契約を解約し、繰上償還するものです。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成29年3月3日（償還日）

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

特にありません。

4. 受益者の不利益となる事実

特にありません。

5. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

別紙記載の通りです。

6. 上記5. の財産状況開示資料等の作成後に生じた投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象

特にありません。

以上

(別紙) 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

中国民営企業株式ファンド

■ 資産、負債、元本及び基準価額の状況

(2016年10月17日現在)

項目	期	末
(A) 資産	320,050,852円	
コール・ローン等	20,240,838	
株式(評価額)	299,661,053	
未収配当金	148,961	
(B) 負債	3,363,660	
未払解約金	82,534	
未払信託報酬	3,267,424	
未払利息	42	
その他未払費用	13,660	
(C) 純資産総額(A-B)	316,687,192	
元本	312,981,853	
次期繰越損益金	3,705,339	
(D) 受益権総口数	312,981,853口	
1万口当たり基準価額(C/D)	10,118円	

※当期における期首元本額442,317,585円、期中追加設定元本額10,618,515円、期中一部解約元本額139,954,247円です。

※上記表中の次期繰越損益金がマイナス表示の場合は、当該金額が投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額(元本の欠損)となります。

※上記表中の受益権総口数および1万口当たり基準価額が、投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第7号および第11号に規定する受益権の総数および計算口数当たりの純資産の額となります。

■ 損益の状況

(自2016年4月16日 至2016年10月17日)

項目	当	期
(A) 配当等収益	3,326,158円	
受取配当金	3,427,103	
支払利息	△ 100,945	
(B) 有価証券売買損益	17,360,197	
売買益	59,745,087	
売買損	△ 42,384,890	
(C) 信託報酬等	△ 3,501,584	
(D) 当期損益金(A+B+C)	17,184,771	
(E) 前期繰越損益金	△ 31,790,533	
(F) 追加信託差損益金	18,311,101	
(配当等相当額)	( 11,338,105)	
(売買損益相当額)	( 6,972,996)	
(G) 計(D+E+F)	3,705,339	
(H) 収益分配金	0	
次期繰越損益金(G+H)	3,705,339	
追加信託差損益金	18,311,101	
(配当等相当額)	( 11,338,105)	
(売買損益相当額)	( 6,972,996)	
分配準備積立金	29,707,716	
繰越損益金	△ 44,313,478	

※有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。

※信託報酬等には、信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

※追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

※期末における、費用控除後の配当等収益(2,763,103円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,338,105円)および分配準備積立金(26,944,613円)より分配可能額は41,045,821円(1万口当たり1,311円)ですが、分配は行っておりません。